

がいこくじんむ
外国人向け
さぼーとぶっく
すまいのサポートブック



かわさきしきょじゅうしえんきょうぎかい
川崎市居住支援協議会

知っておこう！

日本で暮らす時のルール～マンガ編～

音や住む人の数に気をつけよう!



楽器を弾いたりお友達とパーティーをしたり...。悪気はなくとも、周りに住んでいる人から「うるさい」と言われてしまうことがあります。また、最初に住む人を決めたら他の人は一緒に住むことができません。

▶詳しくは11ページを読んでください。

* 1・2 運絡先は14ページ

ごみ出しにはルールがあります!



日本では、ごみを種類別に分けて決められた日に捨てるというルールがあります。このルールの内容はどこでも同じではなく、住んでいる地域によって違っています。引っ越ししたら、その地域のルールを確認しましょう。

▶詳しくは10ページを読んでください。

* 7 言語対応

自分の国と日本では、生活のルールが違うことがあります。ここでは、よく聞くトラブルをマンガでまとめました。困った時の相談先についてもマンガにしたので参考にしてください。

家賃が払えない時は…



慣れない生活中、思うようにいかず、お金が足りなくなってしまうことがあります。家賃が払えなくなった時はそのままにしないで、まずは不動産会社や大家さんに相談を。マンガによる川崎市の相談先も力になってくれます。

▶詳しくは14ページを読んでください。

部屋の解約手続き



住み始めるときは契約をしますが、他のところに引っ越しする時は、(契約をやめること)のため、いろいろな手続きをします。たくさんのことをする必要があるので、不動産会社の人に聞きながら進めるといいでしょう。

▶詳しくは12・13ページを読んでください。

* 転送手続きは日本国内のみ

いえさが てつだ 家探しのお手伝い

すまいの相談窓口

あなたが一人で家探しをすることが難しい時など、0円でお手伝いします。川崎市と川崎市住宅供給公社が運営する公的な窓口です。お気軽に相談ください。

※日本語が話せない人は、まず、かなかがわ外国人すまいサポートセンターへ連絡してください。

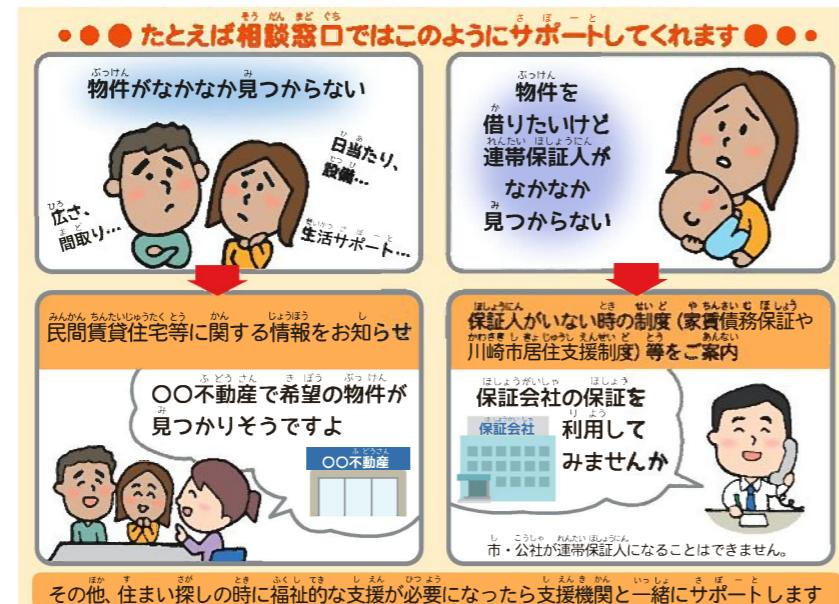
川崎市住宅供給公社

すまいの相談窓口

川崎市川崎区砂子1-2-4 川崎市住宅供給公社内 2階窓口

044-244-7590(直通)
FAX 044-244-7509

受け付可能
曜日・時間
月～金曜日(年末年始、土日、祝日は除く)
午前8時30分～12時、午後1時～5時



かながわ外国人すまいサポートセンター

NPO法人かながわ外国人すまいサポートセンター
045-228-1752

オープン時間 10時～17時

言語	月	火	水	木	金
英語 English		○ Tuesday			○ Friday
中国語 中文	○ 星期一 13点_17点	○ 星期二	○ 星期三	○ 星期四 13点_17点	
スペイン語 Español	○ lunes			○ jueves	○ viernes
ポルガル語 Português				○ quinta-feira	○ sexta-feira
コリア語 コリア어	○ 월요일	○ 화요일	○ 수요일	○ 목요일	○ 금요일
ベトナム語 Tiếng Việt		○ Thứ 4	cùng của tháng 10 giờ ~ 14 giờ		
ネパール語 Nepaliभाषा	○ सोमबार				
タガログ語 Tagalog			○ Miyerkules		
やさしい日本語	○ げつようび	○ かようび	○ すいようび	○ もくようび	○ きんようび

- * その他の言語も、まずはお電話ください。
● 相談は 0円で受け付けております。
● 対応言語は日によって変わることがありますので、お電話でご確認ください。

Email sumai.sc@sumasen.com
URL https://sumasen.com/

いえさがまえ 家を探す前にすること

家を借りる契約をする時、連帯保証人を立てるか、家賃債務保証を使うことが必要です。家賃債務保証を使うためには、緊急連絡人を立てる必要があります。まずは、連帯保証人が緊急連絡人になってくれる人を探しましょう。

連帯保証人とは

連帯保証人はあなたが家賃や修理費を払えない時に、代わりに払う人のことです。



家賃債務保証とは

家賃債務保証とは、あなたが家賃保証会社に保証料を払うことで、あなたが家賃などを払えない時に、家賃保証会社が代わりに払うことです。ただし、あなたは家賃保証会社にあとでお金を返さなくてはいけません。一般的に、入居する時に2年分を払い、1～2年毎に更新料を払います。



緊急連絡人とは

緊急連絡人は、あなたと連絡が取れない時に、不動産店や、保証会社があなたがどうしているかを確認するために連絡をすることです。緊急連絡人が代わりに家賃などを払うことはありません。



川崎市居住支援制度とは

川崎市居住支援制度

川崎市が行っている家賃債務保証を活用した支援です。

対象者

- 高齢者、障害者、外国人、ひとり親世帯など

要件

- 年齢、年金などの安定した収入や生活保護費で家賃等の支払いができる人
- 自立した生活ができる人
- 国内に在住している親族などの緊急連絡人を確保できる人

利用者負担

- 月額賃貸に共益費を加えた額の35%が2年分の保証料 (最低10,000円)
- 2年間の特約付火災保険に加入

保証内容

- 滞納家賃及び遅延損害金 (家賃の7ヶ月を限度)
- 原回復費及び残置家財等の処分費用 (家賃の3ヶ月を限度)

問い合わせ先

川崎市住宅供給公社
044-244-7590

検索

いえさがまえし 家を探す前に知っておくこと

部屋を借りる前に決めておくこと

入居したい日



すぐに部屋が見つからないこともあるので、引っ越しすることが決まったら早めに探しにいきましょう。

家賃



家賃は給料の1／3まで

希望の地域



利用したい駅やバス停があれば伝えましょう。

部屋の数



希望する部屋の数をきめておきましょう。

同居人



一緒に住む人を伝えましょう。

駐車場



自動車を持っていれば伝えましょう。

ペット



飼っている（または、飼う予定の）場合は伝えましょう。

部屋を借りる時に必要なお金

敷金	家賃が払えなくなった時や、引っ越しの時に、修理をするためのお金。契約の時に大家に預けておく。引っ越しの時に、部屋を元どおりにするために修理をするお金などが敷金から引かれる。家賃の1～3か月分くらい。
礼金	契約の時に大家に払うお金。家賃の1～2か月分くらい。必要ない時もある。返してもらえない。
仲介手数料	不動産店に手数料として払うお金。家賃の1か月分以内。
共益費	家賃とは別に、建物の玄関や階段、廊下など、ほかの部屋に住んでいる人と一緒に使う部分の維持・管理に使う。ふつうは家賃と一緒に払う。
前家賃	契約の時に、次の月の家賃まで先に払うお金。
火災保険料	契約の時に、火災などで家具や生活用品が焼けることに備えて損害保険に入るために払うお金。
家賃債務保証料	家賃債務保証に入るために払うお金。家賃や部屋を修理するお金を払えない時に備えて入る。
更新手数料	契約更新の時大家に払うお金。契約期間はふつう2年間。
鍵交換代	入居する時に、鍵を換えるお金がある。
引っ越し業者への支払い	荷物を運ぶのにかかるお金の見積りをとりましょう。春など、引っ越しが多い時期は引っ越しに時間がかかる。

部屋を借りる時に必要なもの



パスポート



在留カード
(どちらか持っている人)



特別永住者証明書
(どちらか持っている人)



所得証明書
(働いている人)



在学証明書
(学校へ通っている人)

※生活保護を受けている人は、被保護証明書が必要です。

引っ越し時に必要なお金

あなたが今の家から引っ越し場合は、部屋の中をきれいにする必要があります。

部屋を元どおりにするお金として、敷金を使っても足りない時は、追加でお金を請求されることがあります。あなたが残していくものを捨てるためのお金を請求されることもあるので、入居する時に持ち込んだものは残さないことが大切です。（部屋を元どおりにするお金を原状回復費といいます。くわしくは13ページを見てください。）



その他の情報

●川崎市に住む外国人市民のための主な行政サービスと問合せ先の一覧です。
(対応言語：11言語)

川崎市に住む外国人の皆さんへ

検索



●川崎区にお住まいの方へ
聞きたいことがある時、どこに電話すればよいか、どこに行けばよいかが書いてあります。
(対応言語：6言語)

外国人住民のための川崎区生活便利ガイド

検索



●スマートフォンやタブレット端末から簡単に多言語情報にアクセスできます。
(対応言語：12言語)

いえき 家が決まったら

重要事項説明・賃貸借契約

不動産契約の専門家から、部屋の様子や契約の条件などについて、書面をもらって説明を聞いたあとに部屋を借りる契約をします。



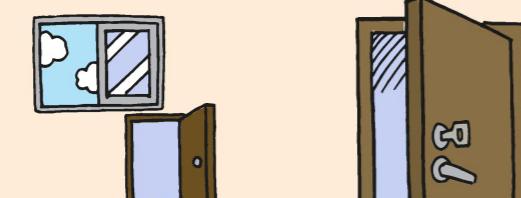
部屋の確認

契約が終わると、部屋の鍵が渡されます。鍵は、この家から引っ越す時に返しますので、なくさないでください。

✓確認しましょう

- ドアや窓は開くか、閉まるか。
- 鍵は開くか、閉まるか。
- 床や壁に、汚れや傷はないか。

※問題がある時は、必ず不動産店や大家と一緒に、確認してください。



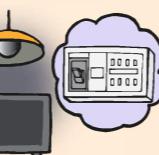
電気の手続き

●電気を使う前に、電力会社に連絡しましょう。

●手続きが分からなかったら、不動産店へ確認しましょう。

✓確認しましょう

- 電気ブレーカーを入れて、電気が使えるか（室内の電灯や、設置されているエアコンなどが使えるか）。
- 使える電力容量（アンペア）はいくつか。
- テレビやインターネットのケーブルが使える工事がしてあるか。
- 急に電気が使えなくなつた時は、電気ブレーカーを確認しましょう。



ガスの手続き

●ガスを使う時には、ガス会社の人があなたの部屋に来て作業をします。ガス会社に連絡して、作業の日にちと時間を相談してください。なお、作業には大家も見にくる場合があるので、確認しましょう。

●作業の時に、ガス器具などの正しい使い方を説明してもらいましょう。



水道の手続き



●水道を使う前に、水道局に連絡しましょう。

●手続きが分からなかったら、不動産店へ確認しましょう。

✓確認しましょう

- 水漏れはないか。
- 風呂の水は流れるか、お湯が出るか。
- 給湯器は使えるか。
- トイレは使えるか。



区役所での手続き

区役所で、次の手続きをしましょう。

- 住民票の異動（相談窓口：区民課） 引っ越ししてから2週間たつまでに手続きが必要です。
 - ・同じ区内への引っ越し：お住まいの地区的区役所へ、転居届を出しましょう。
 - ・区外への引っ越し：引っ越し前の地区的区役所へ転出届を出した後、引っ越し先の地区的区役所へ転入届を出しましょう。



●健康保険・年金保険の加入（相談窓口：引っ越し先の地区的区役所の保健年金課）

・健康保険

20歳～74歳の人は国民健康保険に、75歳以上のは後期高齢者医療保険に入らなければなりません。（日本の滞在期間が3ヶ月以内の人、会社の保険に入っている人、生活保護の人を除く。）病気やケガをして病院へ行った時、自己負担の金額が実際にかかった医療費の10～30%となる制度です。医療費が、本来に比べて10～30%に減ります。

・国民年金保険

20歳～59歳の人は国民年金保険に入らなければなりません。（会社の厚生年金保険に入っている人を除く。）65歳以上になった時に年金をもらいます。もらえる年金は保険料を払った期間によって変わります。
※収入が少なくて保険料を払えない時は、保険料が減免される時があります。まずは相談しましょう。



●子どもがいる場合（児童手当の担当窓口：引っ越し先の地区的区役所の区民課）

引っ越し前に、学校へ引っ越しすることを伝えましょう。また、児童手当の手続きもしましょう。

手続きが分からない場合は、川崎市国際交流センター（044-455-8811）へ相談しましょう。

その他の手続き

●親族や知人、職場への連絡 保証人や緊急連絡人になってもらう人などに、引っ越しすることを伝えておきましょう。また、職場へも忘れないで伝えましょう。

●契約更新 原則として2年毎に家の契約更新があります。通常、更新料が必要になりますので、お金をおいておきましょう。事前に通知が届いたら、期日までに手続きをしましょう。

●郵便 郵便局へ新しい住所を届け出ましょう。



入居中のマナー

あいさつ

廊下やエレベーターで、近くに住んでいる人に会ったら「こんにちは」などのあいさつをしましょう。



ごみの出し方

日本では、ごみを種類に分けて出します。ごみの出し方は、自分の住んでいる市や町・村によって違います。自分の国とは違うので、必ずごみの分け方や出し方、曜日などを市役所や区役所に確認しましょう。市のホームページでもごみの分け方や出し方を説明しています。住んでいるアパート、マンションによってもルールが違います。不動産店や管理人に確認しましょう。



川崎資源物ごみの分け方・出し方

検索

川崎市のホームページとパンフレット(7言語対応)

ごみを出すところは決まっています。

ごみの出し方(分け方や曜日、出すところ)を間違えると、そのごみは集めてもらえません。ごみが残ったままだと、近くに住んでいる人とトラブルになることがありますので、確認しましょう。

ペット

ペットを飼いたい時は、最初に不動産店や大家に飼ってもよいか確認しましょう。許可をとらないでペットを飼うことはしてはいけません。



部屋の改修

部屋の壁や柱に、釘をうったり、穴を開けないようにしましょう。



契約した人以外が住むのは禁止

契約した時に、不動産店に伝えてある、一緒に住む人以外の人は、家に住んではいけません。

結婚したり、出産して家族が増える時は、大家に相談しましょう。



生活する時に気をつけること

音楽や話し声など、大きい音を出すと周りに聞こえてしまします。部屋では大きな音を出すとトラブルになることがあります。特に夜は静かにしましょう。



家賃などの支払い

家賃などのお金は、決められた日までに支払わなければいけません。

もしも遅れる時は、不動産店や大家に相談しましょう。

家賃を支払うのに困った時は14ページを見てください。



その他のマナー

●マンションやアパートの廊下や階段などは、地震や火事の時に逃げる道となりますので、ごみや自転車などの物を置かないようにしましょう。物を置くと、消防署からも注意されます。また、逃げる道になっているベランダには、物を置かないようにしましょう。



●部屋を綺麗にしておきましょう。退去する時に汚れがひどいと部屋を掃除するお金が多くかかることがあります。



●自治会・町内会の活動への参加が必要な時があります。不動産店や大家に聞いてみましょう。

※ルールやマナーを守って、気持ちよく生活しましょう。分からることは、契約をした不動産店や周りの人人に聞きましょう。

离去の手続き

□ 不動産店へ連絡

引っ越しをする時は契約書を確認し、契約書に書いているしめきり（引っ越し1～2か月前）までに、大家や不動産店に引っ越しすることを連絡しましょう。また、退去届も出しましょう。



□ 大きなごみの捨て方

家具や家電などのごみや、ごみがたくさん出る時は、早めに市役所や生活環境事業所へ連絡して、大きなごみの出し方を確認しましょう。大きなごみを集める日が、引っ越しの後になる時は、大家や管理人に相談しましょう。



□ 荷物の運び出し

引っ越しは、昼にしましょう。夜の引っ越しは、近くに住んでいる人がうるさいと思うので、やめましょう。すべての荷物を部屋から運び出して、部屋をきれいに掃除します。ごみを残さないようにしましょう。



□ 鍵を返す

鍵を不動産店に返します。



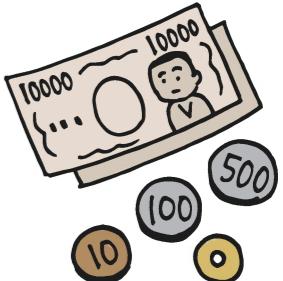
□ 原状回復費

ふどうさんてん おおや いっしょ へや なか かくにん す はじ とき 不動産店や大家と一緒に、部屋の中の確認をしましょう。住み始めた時と比べて原状回復*をどのくらいするのか、一緒に確認してください。
※原状回復とは、部屋の中であなたが壊したり、傷をつけたりしたところを直すことや、クリーニングをしてきれいにすることです。



□ 敷金について

たいきょ あと しききん せいさん げんじょうかいふくひ のこ す 退去した後、敷金の精算をします。原状回復費や残されたものを捨てる費用が、敷金よりも多い時は、足りないお金を払います。（7ページも見てください。）



□ 転居時に必要な手続き

● 電気・ガス・水道の連絡

引っ越しの一週間前までに、電気・ガスの会社や水道局に引っ越しすることを連絡しましょう。
引っ越しをする日に、電気・ガスの会社や水道局の人が来て、使えないようにします。その時に、その日までのお金の払い方を確認しましょう。



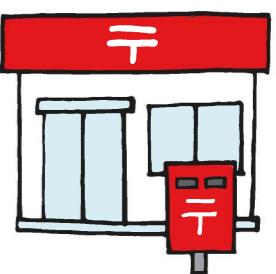
● 電話・インターネットの連絡

固定電話は、契約している電話会社に引っ越しすることを連絡しましょう。
携帯電話は、契約している電話会社に新しい住所を連絡しましょう。
インターネットは、契約しているプロバイダー会社に引っ越しすることを連絡しましょう。



● 郵便局に、新しい住所を連絡しましょう

引っ越し後1年は、前の住所に来た郵便物を新しい家に送ってくれるサービスがあります。※引っ越ししたところも日本の時だけ



入居中に困った時は

言葉が分からず、「かながわ外国人すまいサポートセンター」や「川崎市国際交流センター」へ相談しましょう。

かながわ外国人すまいサポートセンター（詳しくは4ページ）

家についても相談できます。

電話番号：045-228-1752 メール：sumai.sc@sumasen.com



川崎市国際交流センター

困っていること、どうしたらよいか分からないこと、知りたいことについて相談できます。（医療、保健福祉、DV、行政手続き、教育、子育てなど）

電話番号：044-455-8811 メール：soudan39@kian.or.jp



家賃が払えない



生活費に困った



仕事がなくなったことなどにより、家賃が払えなくなった時は、不動産店や大家へ相談しましょう。助けてほしい時は、川崎市生活自立・仕事相談センター「だいJ O Bセンター」や区役所の福祉事務所に相談しましょう。

●だいJ O Bセンター 電話番号：044-245-5120



●福祉事務所 各区役所へお聞きください

せいかつほ こせいで 生活保護制度 川崎

検索

年金について

20～59歳の人は国民年金保険に入り、保険料を支払わなければなりません。払った期間に応じて、65歳になると、年金がもらえます。パートナーが亡くなった時に、遺族年金をもらえることがあります。障害が認められると障害年金がもらえることもあります。（国民年金については9ページへ）

年金の種類やもらい方については、区役所の保険年金課や、年金事務所に聞いてください。



川崎市 年金

検索

部屋の使い方が分からない



部屋の使い方が分からない時や、部屋のものなどが壊れてしまつた時は、不動産店や大家に相談しましょう。



部屋のものが壊れた

不動産店名：

おおや
(大家)

ひつよう
必要な時のために、メモしておきましょう。

電話番号：

けが・病気になった時は

川崎市にある病院を探す時、「かわさきのお医者さん」というインターネットサイトを使えます。

対応している言葉 英語／ポルトガル語／中国語（簡体字）・（繁体字）／スペイン語／タガログ語／韓国語

かわさきのお医者さん 検索

- 病院に行く時は、必ず健康保険証を持って行きましょう。健康保険に入っていても、健康保険証を忘れるときには、医療費を全て払わなければなりません。（健康保険については9ページへ）
- 病気やけがで急ぐ時は、救急車を使うことができます。（電話番号：119）
- 事故にあった時は、警察へ連絡しましょう。（電話番号：110）



介護サービスについて

65歳以上になり、体が動きにくくなつて生活に困つた時は、介護サービスを使えます。

ただし、介護保険料を支払っていないと、サービスを使うことができないこともあります。

介護保険料は、40～64歳の人は健康保険と一緒に支払い、65歳以上になると介護保険料として支払います。

介護サービスについては、区役所の高齢・障害課に聞いてください。



川崎市 介護サービス

検索

いざという時に不動産店・大家へ見せるだけで使えるように、あなたについての情報を書いておきましょう。

あなたについて

記入日

年 月 日

名前

生年月日

年 月 日

国籍

言語

住所

都・道

府・県

電話番号

携帯番号

メールアドレス

勤務先

もしもの
時の
連絡先

(名前・関係・連絡先・住所)

お問い合わせ・ご相談先

川崎市居住支援協議会 事務局

(川崎市まちづくり局 住宅政策部 住宅整備推進課)

044-200-2997

川崎市居住支援協議会

検索